

毎週火・金曜日発行(当日が休日当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

訓 令

○福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令
福島県労働委員会

○福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則
○福島県労働委員会が取り扱う個人情報に関する規則の一部を改正する規則
○福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

訓 令

福島県訓令第十三号

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十年三月二十八日
労働委員会事務局

福島県労働委員会事務局規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会事務局規程(昭和二十五年福島県訓令第五十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(組織)」に改め、同条中「審査調整グループ」を「審査調整課」に改める。

第二条中「審査調整グループ」を「審査調整課」に改める。
第三条を次のように改める。

(職)

第三条 事務局に事務局長、事務局次長、課長及び副課長を置く。

2 前項に規定する職のほか、必要に応じ、主幹、主任主査、主査、副主査及び主事を置く。

第五条第一項中「総括参事」を「事務局次長」に改め、同条第二項中「参事」を「課

長」に、「グループ」を「課」に改め、同条第四項を次のように改める。
4 副課長は、課長を補佐し、並びに課の事務を点検し、及び整理する。
第五条第五項中「別に定める事務を処理する」を「特に指示された事務を処理し、並びに担当する事務を取りまとめ、及び整理する」に改める。

第六条中「総括参事」を「事務局次長」に改める。
第七条第一項中「総括参事」を「事務局次長」に、「参事」を「課長」に改め、同条第二項中「参事」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

福 島 県 労 働 委 員 会

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県労働委員会

福島県労働委員会規則第一号

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則(平成十八年福島県労働委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。

様式第一号から様式第六号までの規定中「~~様式第一号~~」を「~~様式第一号~~」に改める。

様式第七号中「~~した実施機関の様式第一号~~」を「~~した実施機関の様式第一号~~」に改める。
様式第八号から様式第十号までの規定中「~~様式第八号~~」を「~~様式第八号~~」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則(以下「改正前の規則」という。)様式第一号による公文書開示請求書は、改正後の福島県労働委員会が保有する公文書の開示等に関する規則様式第一号による公文書開示請求書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県労働委員会規則第二号

福島県労働委員会

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十八年福島県労働委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

- 別表第一の一の項イ及び別表第二の二の項中「百円」を「三十円」に改める。
- 様式第一号（その二）中「発当グループ」を「発当課」に改める。
- 様式第二号から様式第十一号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。
- 様式第十二号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に改める。
- 様式第十三号から様式第十七号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。
- 様式第十八号中「した実施機関の担当グループ」を「した実施機関の担当課」に改める。
- 様式第十九号から様式第二十三号までの規定中「担当グループ」を「担当課」に改める。
- 様式第二十四号中「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める。
- 様式第二十五号中「担当グループ」を「担当課」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、様式第二十四号の改正規定（「第21条の6第1項」を「第21条の7第1項」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「旧規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、旧規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び旧規則様式第四号による自己情報利用停止請求書は、それぞれ改正後の福島県労働委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則（以下「新規則」という。）様式第二号による自己情報開示請求書、新規則様式第三号による自己情報訂正請求書及び新規則様式第四号による自己情報利用停止請求書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている旧規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

福島県労働委員会訓令第一号

福島県労働委員会事務局

福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十年三月二十八日

福島県労働委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県労働委員会

福島県労働委員会事務局処務規程（平成十八年福島県労働委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

- 受訓先を「労働委員会事務局」に改める。
- 第三条から第五条までの規定中「課長」を「課長」に改める。
- 第六条第一項中「総括参事」を「事務局次長」に改め、同条第二項中「総括参事」を「事務局次長」に、「参事」を「課長」に改め、同条第三項中「参事」を「課長」に改める。
- 第九条第三項中「副主幹」を「副課長」に改める。
- 第十二条ただし書中「参事名」を「課長名」に改める。
- 別表第一の二の項中「参事」を「課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。